

# 第4回山梨県特別支援教育振興審議会

日 時 平成22年9月10日（金）午後 2時～

場 所 盲学校 六星館 クリスタルホール

山 梨 県 教 育 委 員 会

# 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 就学前における特別支援教育の推進について
- (2) 小中学校における特別支援教育の推進について
- (3) 高等学校における特別支援教育の推進について
- (4) 教職員の専門性向上について
- (5) その他

4 そ の 他

5 閉 会

## 議題 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策

**課題** 特別支援教育の本格実施から4年目を迎え、全ての学校・園では、発達障害を含む障害のある子どもたちに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行い、豊かな学びを通して人格の形成に寄与することが求められている。

このため、就学前から小・中学校、高等学校までの各ステージに応じた教育的支援の充実方策について検討する必要がある。

### 1 就学前における特別支援教育の推進について

就学前に特別な支援を必要とする子どもたちは、育ちの過程で何らかの気になる状態を示すが、そのことに保護者或いは保育関係者等が気づいても、どのように対応したらよいか分からず不安のまま過ごしていることがある。幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の理念を実現するためには、早期からの教育的支援の充実が不可欠である。

#### (1) 就学前における現状

##### ① 市町村教育委員会における就学指導

市町村教育委員会は、学齢簿の作成、就学通知等の就学にかかわる事務を担当しており、障害を有する子どもについては、適切な就学指導を行うため、「専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。」（学校教育法施行令第18条の2）とされている。

適切な就学指導を行うためには、調査・審議機関として就学指導委員会を設置することが重要であり、本県では、昭和54年の養護学校義務制に向けて就学指導体制の必要性から、市町村において共同設置による地区就学指導委員会の整備が行われたが、この設置形態は、市町村合併及び特別支援教育への転換後もそのまま継続されている。

就学指導委員会は、全国では86.5%が市町村教育委員会の単独設置となっているが、本県では27市町村教育委員会中、甲府市、笛吹市、市川三郷町の3市町、11.1%に留まっている。

H19 就学指導委員会設置形態（文部科学省調べ）

	単独設置	共同設置
全国	1,529 (86.5%)	239 (13.5%)
山梨県	3 (11.1%)	24 (88.9%)

\*H22 現在

##### ② 関係機関との連携

障害のある乳幼児に早期から支援を行うため、H19・20年度には、福祉保健部局との連携連により、峡東地域を対象に「発達障害早期総合支援モデル事業（文部科学省委嘱事業）」を実施するとともに、発達相談員の活用、乳幼児健診等の方法の見直し、早期からの支援や継続的な支援のための「のぞみシート」、「サポートノート」等を開発し、その活用を図ってきた。

モデル事業により、5歳児健診の拡大、就学時健診等における市町村教育委員会、小学校、保健師の連携強化、地域における相談支援のネットワーク形成等が図られた。

就学相談については、毎年、総合教育センター主催の巡回教育相談が8～9月に県内各地で実施されており、就学先に関する相談のみでなく、家庭・幼稚園等における支援の方法、障害の実態に即した支援内容等に及んでいる。

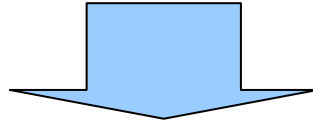
また、特別支援学校においては、就学前の幼児等を対象にプレスクールを実施し、体験学習により特別支援学校に対する理解が深まっている。

総合教育センター障害児巡回教育相談の状況

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年(申込数)
相談件数	73件	81件	83件	77件	75件
うち就学前幼児数	68件	75件	77件	67件	60件

## (2) 就学前における課題

課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学指導體制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村単位で就学指導委員会を設置し、市町村教育委員会が主体的に就学指導を実施する体制整備が必要</li> <li>・また、市町村教育委員会が独自に就学相談会等の取組を行っているところは少なく、市町村の相談員による早期からの相談支援体制の整備が必要</li> <li>・就学に関する情報等が保護者に届きにくい状況があることから、情報提供の改善が必要</li> </ul> </li> <li>○ 総合的な支援体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の支援については、医療、福祉、保健、教育等の専門職が連携する体制が必要であり、関係機関との連携による総合的な支援体制の構築が必要</li> <li>・併せて、総合教育センターにおける教育相談、特別支援学校のセンター的機能、地域の通級指導教室等を活用し、相談支援を充実させる必要</li> </ul> </li> </ul>



○ 就学前における特別支援教育を推進するため、市町村と連携を図り、次のような方策に取り組む必要があると考えるが、いかがか。

① 就学指導体制の整備

- ・ 就学指導委員会は、市町村の単独設置を基本とする方向で体制整備を促進する。
- ・ 市町村単位で、福祉、保健、教育等の関係者による「連絡調整会議」の設置を促進する。
- ・ 市町村就学事務担当者に対する適切な情報の提供、専門性向上研修等の充実を図る。

② 総合的な支援体制の構築

- ・ 地域ごとに、県と市町村の医療、福祉、保健、教育等の関係機関が連携する場を設け、総合的な支援に取り組む。
- ・ 総合教育センター、特別支援学校、通級指導教室等を活用し、幼稚園等に対する相談支援を促進する。
- ・ 就学前における「個別の教育支援計画」、「相談支援ファイル」等の作成を促進する。

## 2 小・中学校における特別支援教育の推進について

小中学校においては、障害のある児童生徒の教育の場として特別支援学級及び通級指導教室が制度化されているが、一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援を進めるためには、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室の全てにおいて支援体制を構築する必要がある。このため、県教育委員会では、文部科学省の委嘱事業「特別支援教育推進体制モデル事業」（H15・16）、「特別支援教育体制推進事業」（H17～19）などにより実践研究を深めるとともに、県単独でも「特別支援教育体制推進整備事業」（H15～19）を実施し、推進してきた。

また、文部科学省の委嘱（委託）事業として実施した「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」（H20・21）及び「特別支援教育総合推進事業」（H22）では、甲府市をグランドモデル地域に指定し、「相談支援ファイル」の開発、試行を行っている。

### （1）特別支援教育の体制整備

#### ① 支援体制整備の状況

H21 特別支援教育体制整備状況調査によると、「校内委員会の設置」及び「特別支援教育コーディネーターの指名」はそれぞれ100%となっているが、校内委員会の開催回数は、3回以上が小学校59.7%、中学校45.2%であり、特別支援教育コーディネーターが連絡調整を行った小・中学校数は約8割となっている。

また、特別支援教育コーディネーターについては、総合教育センターが実施する「特別支援教育コーディネーター養成研修」等の専門研修を受講した者が必ずしもコーディネーターに指名されているわけではなく、コーディネーターの専門性の活用や蓄積がなされていない。

「学校内の実態把握の実施」は92.6%（小98.0%、中81.1%）、「個別の指導計画の作成」は77.9%（小79.9%、中73.7%）、「巡回相談の利用」は69.8%（小75.0%、中58.9%）、特別支援教育に関する研修の受講は66.3%（小73.8%、中53.3%）となっており、比較的積極的な取組がうかがえる一方で、小学校と中学校の支援体制整備に差が生じている。

さらに、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」は、特別支援学級を中心に作成されているが、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒についての作成は十分とは言えない。また、小学校で作成された計画が中学校に引き継がれても、実際の支援に生かされていない、中学校における活用が十分でないなど、「個別の教育支援計画」等の作成、引継、活用において、小・中学校間に温度差が見られる。

#### ② 支援体制整備の課題

課 題
・支援体制の実効性を高めるため、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用、巡回相談の利用等支援体制の活用を促進する必要
・特別な支援を必要とする児童生徒について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用を促進し、小・中学校間の連携を強化する必要

## (2) 通常の学級における特別支援教育

### ① 通常の学級における特別支援教育の現状

LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒は、通常の学級（通級による指導を含む。以下この項において同じ。）で指導や適切な支援を行うこととされているが、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍率は、H17年度は小学校1.7%、中学校0.9%であったものが、H21年度は小学校3.2%、中学校1.7%と増加している。また、通常の学級に在籍し特別な支援を必要としている児童生徒の実態は多様で、家庭環境や生育歴、学力、社会性、心身の発達等に課題を抱えている場合が多い。

こうしたことから、各市町村は、通常の学級において適切な支援を行うため、小・中学校に特別支援教育支援員（介助員・学習支援員）を配置しており、H22年度の配置数は22市町村、247人（学習支援員：小学校151人、中学校46人 介助員：小学校45人、中学校5人）となっている。

### ② 通常の学級における課題

課 題
・適切に児童生徒の実態を把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく指導を充実する必要
・適切な指導や支援を行うため、特別支援教育支援員の活用を促進する必要

## (3) 通級指導教室における特別支援教育

### ① 通級指導教室の現状

通級による指導は、通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、通常の学級で主として各教科等の指導を行いながら、当該児童生徒の障害の状態に応じた特別の指導を通級指導教室で行う教育の形態で、児童生徒の実態は多様である。また、通級指導教室における指導の効果を高めるため、通常の学級と連携を図りながら指導が行われているが、通級指導教室は広域設置のため、在籍学級との連携が十分になされていない状況もある。

通級指導教室は、H22年度は「言語障害通級指導教室（ことばの教室）」及び「発達障害・情緒障害通級指導教室（サポートルーム）」を小学校に16教室、中学校に1教室設置している。また、軽度難聴児を対象に、ろう学校が通級による指導を実施している。

通常の学級に在籍し通級指導教室を利用する児童生徒数数は、「ことばの教室」が485人（小485人）、「サポートルーム」が109人（小106人、中3人）で、ろう学校における通級による指導を23人（小22人、中1人）が受けている。

「ことばの教室」と「サポートルーム」は対象の障害種を異にしており、これまで全県的な地域バランスを考慮して設置してきたが、「ことばの教室」は、「サポートルーム」より対象地域が広く、発達障害等の素因のある児童が利用している実態がある。また、通級にかかる時間、移動手段等確保の困難性や保護者の負担、更には発達障害等に対する抵抗感にも配慮する必要がある。

このため、「ことばの教室」において、「言語障害」と「発達障害・情緒障害」の両障害種に対応する指導をH18年度からモデル的に試行しており、H22年度は下吉田第二小学校、日下部小学校、鰐沢小学校及び葦崎小学校の4校に拡大した。

## ② 通級指導教室の課題

課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ことばの教室」で実施しているモデル的な試行について検証し、児童生徒の利便性を高めるため、対象障害種、指導内容等について検討する必要</li> <li>・ 児童生徒の障害の状態に応じた適切な指導や支援を行うため、通級指導教室と在籍学級との連携を十分に図る必要</li> <li>・ 通級指導教室は、教室運営や指導方法が通常の学級とは大きく異なるため、担当者の専門性を高める必要</li> </ul>

## (4) 特別支援学級における特別支援教育

### ① 特別支援学級の現状

本県では、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱及び身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「自閉症・情緒障害」の各障害種別に対応する特別支援学級を設置しており、H22年度の学級数は、小学校262学級、中学校110学級、合計372学級となっている。

H12年度からH22年度までの11年間における設置学級数は、小学校が2.0倍(134学級→262学級)、中学校が1.7倍(66学級→110学級)に増加している。また、在籍児童生徒数も、小学校が2.0倍(311人→631人)、中学校が1.7倍(167人→284人)に増加している。

学級編制の定員は、標準法により児童生徒数8人と定められている。本県では、学級編制の同意基準等により児童生徒数を4人以上としており、さらに「特別な事情」を有し、かつ、県教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでないとし、児童生徒数が1人の学級（以下「1人学級」という。）を、H22年度は148学級（39.8%）設置している。また、1人学級を含む児童生徒数が3人以下の学級も、小学校で205学級（78.2%）、中学校で75学級（68.2%）認めている。

1人学級及び少人数学級においては、個別指導が大半を占めることとなるため、個に応じた教育が提供できる反面、児童生徒同士の関わり、集団を通しての学習等にかかる学習環境が確保できているとは言い難い。

特別支援学級の在籍者数の状況（H22年度）

在籍者数	知的障害	肢体不自由	弱視	難聴	自閉症・情緒障害
1人	55学級	28学級	8学級	9学級	41学級
2人	45 "	3 "			21 "
3人	42 "				19 "
4人	30 "				5 "
5人以上	49 "				5 "
合計	222学級	31学級	8学級	9学級	91学級

\* 「病弱及び身体虚弱」については、掲載していない。

\* 県内4ヶ所の病院に設置している院内学級及び甲陽学園に設置している分校（中学校・知的障害）については、在籍数がない場合も学級設置を認めている。



特別支援学級の担当教員の経験年数は、5年以上の者が33.9%で、2年以下の者が45.3%を占めており、短期間で通常の学級の担当に戻っていく傾向が強い。

また、特別支援学校の勤務経験がある者は12.1%、特別支援学校教員免許状を保有している者は19.7%で、多くの担任は通常学級の経験しか有していない。

このように、経験の浅い教員が特別支援学級の担当者となるケースが多く、指導の専門性が十分に確保されているとは言えず、また、特別支援教育に意欲的な教員が継続して特別支援学級を担当するケースも稀れで、指導体制が整っているとは言い難い。

特別支援学級等通算経験年数（H22年度）

経験年数	小学校	中学校	合計	割合
1年	75	41	116	27.5%
2年	59	16	75	17.8%
3年	32	14	46	10.9%
4年	34	8	42	10.0%
5年	20	10	30	7.1%
6～10年	57	19	76	18.0%
11～15年	20	5	25	5.9%
16～20年	7		7	1.6%
21年以上	5		5	1.2%
合計	309	113	422	100.0%

特別支援学校勤務経験（H22年度）

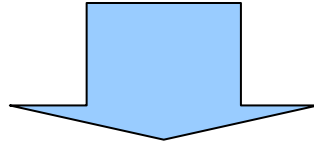
経験	小学校	中学校	合計	割合
ある	29	22	51	12.1%
ない	280	91	371	87.9%
合計	309	113	422	100.0%

特別支援学校教員免許の保有状況（H22年度）

免許保有	小学校	中学校	合計	割合
保有	66	17	83	19.7%
保有なし	243	96	339	80.3%
合計	309	113	422	100.0%

## ② 特別支援学級の課題

課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置学級数が増加するとともに、1人学級が増加していることから、障害に対応した学級設置や学級規模について検討する必要</li> <li>・ 特別支援学級等に求められる専門的な力量を備えた担当教員を育成するため、研修等により専門性を向上させるとともに、当該者が長期的に特別支援教育に携わることができるシステムを構築する必要</li> <li>・ 児童生徒同士の関わり、集団学習等の学習環境を確保するため、校長のリーダーシップのもと、校内連携を図る必要</li> </ul>



○ 小・中学校における特別支援教育を推進するため、各学校における主体的な取組を促進し、次のような方策に取り組む必要があると考えるが、いかがか。

① 支援体制の充実

- ・ 支援体制の実効性を高めるため、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用、巡回相談の利用等支援体制の活用を促進する。
- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、小・中学校間の連携を強化する。
- ・ 通常の学級における指導や支援を充実させるため、特別支援教育支援員の活用を促進する。

② 通級指導教室の機能充実

- ・ 通級指導教室の機能充実を図るため、「言語障害」と「発達障害・情緒障害」の両障害種に対応する「ことばと発達のサポートルーム(仮称)」の設置を検討する。

③ 特別支援学級の運営強化

- ・ 設置学級数や1人学級が増加している状況を踏まえ、対象者の障害に応じた学級の在り方、1人学級の設置・運営等について検討する。
- ・ 少人数学級における集団学習等の学習環境を確保するため、校長のリーダーシップのもと、校内連携を図る。

④ 教育的ニーズに応じた指導の改善・充実

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応えるため、通常の学級、特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実を図る。
- ・ 児童生徒の障害の状態に応じた適切な指導や支援を行うため、通常の学級と特別支援学級及び通級指導教室との連携を図る。
- ・ 特別支援学級における教育課程の編成、自立活動の指導、学級経営の在り方等について、研究校を指定して実践研究に取り組み、成果を各学校にフィードバックして指導の改善・充実を図る。
- ・ 特別支援学級等に求められる専門的な力量を備えた担当教員を育成するため、研修等により専門性を向上させるとともに、当該者が長期的に特別支援教育に携わることができるシステムを構築する。

### 3 高等学校における特別支援教育の推進について

高等学校においても、H19年から特別支援教育を推進することになり、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用、教員の専門性向上のための取組など、特別支援教育の体制整備を進めてきた。また、H20年には、高等学校向けに特別支援教育のリーフレットを作成し、理解と啓発に努めるとともに、H21年10月に策定した県立高等学校整備基本構想に「特別支援教育の推進」を盛り込み、各校において、障害のある生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、より適切な教育的支援を行うこととした。

#### (1) 特別な支援を必要とする生徒の状況

H14年度に文部科学省が行った全国調査で、小・中学校の通常の学級には6.3%程度発達障害等のある児童生徒が在籍している可能性が示された。この調査方法に準じ、H20年度の中学校卒業生の一部（調査対象約17,000人）について、発達障害等の困難のある生徒の進路状況を調査したところ、発達障害等の困難を有する生徒は約2.9%認められ、そのうち約75.7%が高等学校への進学を予定していたことから、高等学校に進学する発達障害等の困難のある生徒の割合は約2.2%と見込まれた。

また、県教育委員会がH21年度に行った「通常の学級における特別な教育的支援を必要としている児童生徒の状況調査」によると、公立中学校3年生で特別な支援を必要としている生徒は111人在籍していることが認められた。本県の高等学校進学率（97.8%）及び公立中学校の特別支援学級に在籍する生徒で高等学校へ進学した者（17人）を勘案し推計すると、H22年度の高等学校入学生のうち特別な支援を必要とする生徒は、高等学校全体で1.3%程度在籍していると考えられる。

一方、高等学校特別支援教育コーディネーター協議会において、H21年度に特別な支援を必要とする生徒の実態調査を行ったところ、コーディネーターが把握している特別な支援を必要とする生徒は、全日制47人（0.23%）、定時制・通信制132人（9.51%）、全体では179人（0.82%）となっている。

以上のことから、高等学校においては、特別な支援を必要としている生徒の実態把握がまだ十分になされておらず、潜在化していることがうかがえる。

#### (2) 高等学校における支援体制の現状

校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名は100%で、小・中学校と同様に基礎的な体制は整備されている。しかし、H21年9月の調査によると、校内委員会の開催は、「必要に応じて」が25校、「年1回」が5校、「学期1回」が14校と実績は乏しく、特別支援教育コーディネーターも生徒指導主事や保健主事、養護教諭が兼務している状況がある。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成についても、実施している高等学校は、それぞれ8.8%、5.9%と非常に低い状況にある。

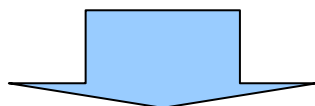
また、LD等専門家チーム（H22より「特別支援教育専門家チーム」と改称）の活用は2校（5.9%）のみで、特別支援学校のセンター的機能の活用も含め、外部の専門機関の活用も進んでいない。

さらに、特別支援教育支援員の配置については、既に一部の都道府県で単独配置が行われ、学習面や生活面で成果を上げている例があるが、本県ではこれからである。

こうした状況を改善するため、H22年度から、福祉保健部が実施する「モデル市町村支援体制サポート強化事業」の指定を受けた地域に所在する高等学校を「高等学校における特別支援教育推進事業(以下「高校モデル事業」という。)」の対象校に指定し、実践研究に取り組んでいる。

### (3) 高等学校における課題

課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援体制の整備・充実<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別な支援を必要とする生徒の実態把握を行い、教職員の共通理解を図る必要</li><li>・ 支援体制の整備・充実を図るため、高校モデル事業の実践研究を更に推進し、その成果を高校全体の取組に繋げる必要</li><li>・ 特別支援教育推進のキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る必要</li><li>・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を推進し、外部の専門機関等を活用して校内委員会の活性化を図る必要</li><li>・ 学習面や生活面の支援を充実させるため、特別支援教育支援員の配置について検討する必要</li></ul></li><li>○ 関係機関との連携強化<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校における「個別の教育支援計画」の作成を促進し、高校との連携を強化する必要</li><li>・ また、一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援を進めるため、特別支援学校のセンター的機能、特別支援教育専門家チーム及び巡回相談員による相談機能の活用を推進する必要</li></ul></li></ul>



- 高等学校における特別支援教育を推進するため、特別な支援を必要とする生徒の実態把握に努めるとともに、次のような方策に取り組む必要があると考えるが、いかがか。
  - ① 高校モデル事業の推進及び支援体制の整備・充実
    - ・ 高校モデル事業の実践研究を更に推進し、成果を高校全体の取組に繋げる。
    - ・ 支援体制の整備・充実を図るため、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用等を推進するとともに、特別支援学校のセンター的機能、外部の専門機関等の活用を推進する。
    - ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を推進し、中学校との連携を強化する。
  - ② 特別支援教育に対する教職員の理解向上
    - ・ 全教職員向けのリーフレット、高等学校コーディネーターハンドブック等を作成し、特別支援教育に対する理解を向上させる。
    - ・ 高等学校の教職員を対象とした研修を充実する。
  - ③ 特別支援教育支援員の配置
    - ・ 学習面や生活面の支援を充実させるため、高等学校におけるニーズを把握し、特別支援教育支援員の配置を検討する。

## 4 教職員の専門性向上について

障害のある子どもたちに対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うためには、いずれの学校種においても教職員の専門性の確保・向上が求められることになる。特別支援教育に携わる教職員については、障害についての科学的な知識、個に応じた指導技法など、多岐にわたる専門性の習得が求められており、一般の教職員についても、特別支援教育について一人ひとりの意識を高め、学校全体で子どもたちの教育を支えることが求められている。

このため、県教育委員会は、教職員の専門性の向上を図るため、総合教育センターと連携して特別支援学級設置校新任校長研修会、特別支援教育新任担当研修会、視覚障害・聴覚障害の指導者研修会、自閉症・情緒障害特別支援学級担任研修会などを実施している。

### (1) 教職員の専門性に関する現状

#### ① 求められる専門性と現状

校長は、各学校における特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を深め、リーダーシップを発揮して体制の整備、学校経営に取り組むことが求められているが、特別支援教育コーディネーターの指名や特別支援学級担当者の配置に当たり、教員の専門性や経験等を考慮した対応が十分になされているとは言い難い状況がある。

通常の学級で特別支援教育に携わる教職員は、在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に適切な学習指導や支援を行うため、障害についての基本的理解と指導力が求められている。

特別支援学級や通級指導教室の担当者は、障害についての専門的知識や一人ひとりの障害に応じた指導内容・方法に関わる力量が必要であり、特別支援教育推進のキーパーソンとしての役割を果たすことも求められているが、特別支援教育に携わる経験年数が短く、専門性の蓄積も十分とは言い難い状況がある。

また、特別支援学級及び通級指導教室の担当者以外の教職員が専門研修等を受講しているケースは少なく、特別支援教育への意識も高いとは言えない。

さらに、小学校においては、学級担任が大半の指導を行っている状況から学校全体での取組が比較的行われやすい状況にあるが、中学校及び高等学校においては、教科担任制による学習指導と担任による学級指導となり、特別な支援を必要とする生徒が混乱しやすい状況がある。

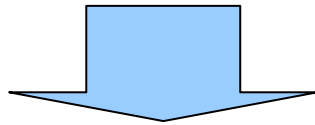
#### ② 教職員の配置等

小・中学校における教職員の人事配置等において、特別支援教育の免許状保有者や特別支援学校経験者、コーディネーター養成研修受講者等の専門性は余り考慮されていない。

教員採用においては、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種別及び各教科別に選考されている。また、人事交流は、各校種内の交流が基本となっており、特別支援学校と小・中学校又は高等学校との校種間の人事交流は部分的に留まっている。

### (2) 教職員の専門性向上の課題

課 題
・教職員の専門性の確保・向上を図るため、全ての学校の教職員を対象とした特別支援教育専門研修を充実する必要
・児童生徒の障害の状態に応じた適切な指導や支援を行うため、小・中・高等学校における指導実践を充実する必要
・また、特別支援教育の専門性を有する教職員を計画的に養成する必要



○ 全ての学校における特別支援教育を推進するため、教職員の専門性の向上に向けて次のような方策に取り組む必要があると考えるが、いかがか。

① 研修及び指導実践の充実

- ・ 全ての学校の教職員を対象に、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担当者など、その求められる役割に応じた専門研修を充実する。
- ・ 小・中・高等学校における教科等の指導に関する実践研究を推進する。

② 専門性のある教職員の計画的な養成・配置等

- ・ 小・中・高等学校と特別支援学校の人事交流を実施する。
- ・ (独) 国立特別支援教育総合研究所への派遣などにより、特別支援教育に係る専門家を計画的に養成する。
- ・ 特別支援学校教員免許状取得者を計画的に採用する。
- ・ 特別支援学校の教員免許取得を促進する単位認定講習を継続して実施する。
- ・ 特別支援教育担当者の専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を行う。